

親会社等の開示義務

制度調査部
横山 淳

2005年証取法改正

【要約】

2005年3月11日、「証券取引法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

改正法案には、西武鉄道事件を背景にした「親会社等の開示義務」も盛り込まれている。

具体的には、上場会社の親会社等（有価証券報告書提出会社を除く）に対して「親会社等状況報告書」による開示義務が課される。

はじめに

2005年3月11日、「証券取引法の一部を改正する法律案」¹（以下、証取法改正法案）が国会に提出された。

主な改正事項をまとめると次のようになる。

親会社等状況報告制度（上場会社の親会社等の開示義務）

TOB制度の見直し

英文による継続開示

本稿では、これらのうち「親会社等状況報告制度（上場会社の親会社等の開示義務）」を紹介する。

1. 親会社等の開示義務導入の背景

今回の証取法改正法案で、親会社等の開示義務が導入された背景には、西武鉄道事件がある。

昨年明らかとなった西武鉄道事件を巡っては、有価証券報告書の虚偽記載、インサイダー取引規制違反、株式の名義偽装と株主名簿管理など様々な問題が議論となった。

それらの問題の一つとして、上場会社を実質的に支配する親会社について、親会社自身が上場等をしていなければ開示義務が課されないという問題が指摘された²。こうした場合、親会社

¹ 実際の条文は金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/houan/162/hou162.html#02>）に掲載されている。

² なお、開示の問題以外にも、規模の小さな非上場親会社が、規模の大きな上場子会社を支配するという「資本関係のねじれ」も大きな問題として指摘された。これも重要な問題ではあるが、直接、今回の証取法改正法案とは関係しないので、割愛する。

自身の情報が十分に開示されていないため、投資家は子会社(上場会社)の状況を把握できるだけの十分な情報が提供されていないこととなる。

こうした問題を受けて、既に東京証券取引所では、親会社等の会社情報についての適時開示制度を充実させる規則改正を行い、2005年3月1日以後適用を開始している³。

こうした証券取引所の自主ルールに加えて、今回の証取法改正法案により、法律に基づく強制力を伴った親会社等の開示義務が導入されることとなる。

2. 親会社等状況報告書

(1) 開示義務者

今回の証取法改正法案では、上場会社の親会社情報の開示を「親会社等状況報告書」により行うこととしている(改正証取法案24の7)。

「親会社等状況報告書」の提出義務が課されるのは、次の者(以下、「親会社等」という)とされている(同)。

有価証券報告書の提出義務が課されている会社(注1)の議決権の過半数を所有している会社 その他の有価証券報告書の提出義務が課されている会社(注1)と密接な関係を有する会社

(注1) 上場有価証券又は店頭売買有価証券の発行会社に限る。

(注2) ただし、又はに該当する会社でも、その会社自身に有価証券報告書の提出義務が課されている場合は除く。

(注3) 会社以外の組織形態の場合についても準用される(改正証取法案24の7)

つまり、上場会社とその親会社(非上場)が存在した場合、「親会社等状況報告書」による開示義務は、上場子会社に対してではなく、非上場の親会社自身に課されることとなる。

前述した証券取引所の自主ルールの場合、上場子会社に対してその親会社(非上場)に関する情報開示を義務付けている。これは、証券取引所という機関の性質上、情報開示は、その開設・運営している市場に上場している会社(上場子会社)に対して求める形をとらざるを得ないためである。それに対して、今回の証取法改正法案では、直接、親会社(非上場)に対して開示を義務付けていることから、より高い実効性が期待される。

なお、上記の「密接な関係を有する会社」の範囲については、政令に委任されており、現時点では具体的な内容は明らかではない。金融庁の公表した資料によれば、上場会社の議決権の過半数を間接的に保有するケースなどを想定しているようだ。

(2) 開示事項

「親会社等状況報告書」の開示事項は、次のように定められている(改正証取法案24の7)。

³ 厳密には、適時開示については、2005年3月1日以後決定・発生したのものから適用が開始され、決算情報の開示については、2005年3月1日以後終了する事業年度等から適用が開始される。

親会社等の株式を所有する者に関する事項

その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項

このように、現時点では、具体的な記載事項は明らかにされていない。詳細は、法案の成立後、制定される予定の内閣府令で定められるものと思われる。金融庁の公表した資料及び金融審議会の報告⁴によれば、次のような記載事項を検討しているようである。

株式の所有者別状況及び大株主の状況

役員⁵の状況

商法に基づく貸借対照表、損益計算書、営業報告書、附属明細書等

(3) 提出時期

「親会社等状況報告書」の提出は、(親会社等の)事業年度ごとの提出と、期中に親会社等に該当することになった場合の提出という二つのケースがある。

事業年度ごとの提出については、(上場会社等の)親会社等は、原則として、その事業年度経過後 3 ヶ月以内に「親会社等状況報告書」を内閣総理大臣⁶に提出することが義務付けられている(改正証取法案 24 の 7)。

他方、それまで(上場会社等の)親会社等でなかった会社が、期中に親会社等に該当することとなった場合は、原則として、「親会社等状況報告書」を、遅滞なく、内閣総理大臣⁶に提出しなければならない(改正証取法案 24 の 7)。この場合、「親会社等状況報告書」は、その親会社等となった会社の直前事業年度に関して作成することとなる(同)。

(4) 開示方法

「親会社等状況報告書」は、原則として、電子開示システム EDINET を通じて提出・開示される(改正証取法案 27 の 30 の 2)。また、提出された「親会社等状況報告書」の公衆縦覧(5年間)も EDINET を通じて行われるものと考えられる(改正証取法案 25 、27 の 30 の 7 など)。従って、投資家はインターネットを通じて、投資している会社の親会社が提出した「親会社等状況報告書」を確認できるようになるものと期待される。

「親会社等状況報告書」は、原則として、電子開示システム EDINET による開示が行われることから、次の手続も電子媒体により行うことが可能となる予定である(改正証取法案 27 の 30 の 6、27 の 30 の 10)。

上場子会社への写しの送付(改正証取法案 24 の 7)と上場子会社の本店・主要な支店での備置・公衆縦覧(改正証取法案 25)

上場子会社が上場する証券取引所等への写しの提出(改正証取法案 24 の 7)と公衆縦覧(改正証取法案 25)

⁴ 金融審議会金融分科会第一部会報告「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」(2004年12月26日)

⁵ 実際の権限は、財務局長等に委任されるものと思われる(証取法 194 の 6 参照)。

⁶ 実際の権限は、財務局長等に委任されるものと思われる(証取法 194 の 6 参照)。

3 . 親会社等状況報告書と金融当局の監督権限

内閣総理大臣⁷は、公益・投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、「親会社等状況報告書」を提出した親会社等に対して、報告徴求、資料提出命令、立入検査を行うことができる（改正証取法案 26）。

4 . 親会社等状況報告書と民事責任

親会社等状況報告書に虚偽記載を行った者は、その内容を信用して取引を行った投資家に対して損害賠償責任を負うこととなる（改正証取法案 21 の 2 ）。

具体的には、親会社等状況報告書に、次のような事実が認められれば、その提出者（つまり、上場子会社等の親会社等）に損害賠償責任が発生する⁸。

重要な事項についての虚偽記載

記載すべき重要な事項の記載が欠けていること

誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること

損害賠償請求ができるのは、次の条件を充たす投資者である（改正証取法案 21 の 2 ）。

虚偽記載等のある親会社等状況報告書が公衆縦覧に供されている間に、

その書類の提出者を親会社等とする者（つまり上場子会社等）が発行者である有価証券を、募集・売出しによらないで取得した者

（注）なお、取得の際に、虚偽記載等を知っていた者には、損害賠償の請求権は認められない。

損害賠償の金額は、次の金額の範囲内とされている（改正証取法案 21 の 2 ）。

賠償責任額の上限 = 取得価額 - （請求時の市場価額又は処分価額）

実際の損害賠償の金額は、原則として、投資家側が上記の「賠償責任額の上限」の範囲内で立証することとなる。ただし、虚偽記載等の事実が公表された日（以下、公表日）前 1 年以内に有価証券を取得し、継続して所有している投資家は、次の金額を損害額として損害賠償請求を行うことが認められる（推定規定、証取法 21 の 2 ）

推定損害額 = 公表日前 1 ヶ月間の平均市場価額（注） - 公表日後 1 ヶ月間の平均市場価額

（注）市場価額がないときは、処分推定価額

つまり、条件を充たす投資者は、特に立証なしに、上記の「推定損害額」（ただし、「賠償責任額の上限」の範囲内）を損害賠償の金額として、上場会社の親会社等に対して請求することができることとなる。

⁷ 実際の権限は、証券取引等監視委員会に委任されるものと思われる（証取法 194 の 6 参照）。

⁸ 拙稿「有価証券報告書等の虚偽記載への民事責任強化」（2004 年 5 月 28 日付 DIR 制度調査部情報）参照。

5 . 親会社等状況報告書と刑事責任

親会社等状況報告書による開示が導入されることに伴い、開示義務違反に対する刑事責任も整備される。

具体的には、次の通りである。

事項	罰則	条文
親会社等状況報告書の虚偽記載	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又は併科	198 六
親会社等状況報告書と異なる内容の写しの提出・送付	同上	198 二
親会社等状況報告書の不提出	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金又は併科	200 五
親会社等状況報告書の写しの不提出・不送付	同上	200 一
上記の両罰規定	法人に対して3億円以下の罰金	207 二
上記の両罰規定	法人に対して1億円以下の罰金	207 四

6 . 施行期日

今回の証取法改正法案のうち、親会社等の開示義務に関する部分の施行については、次のような取扱いが予定されている（附則3）。

事業年度ごとの親会社等状況報告書の提出義務

.....2006年4月1日以後に開始する事業年度から適用

期中に親会社等に該当することとなった場合の親会社等状況報告書の提出義務

.....親会社等に該当することとなった日の属する事業年度の直前事業年度が2006年4月1日以後に開始するものから適用